平成21年度 登米市振興総合補助金のお知らせ

平成21年度の登米市振興総合補助金(みやぎの水田農業改革支援事業・園芸特産重点強化整備事業)の事業 要望調査を行いますので、希望する人はお申し込みください。

1. みやぎの水田農業改革支援事業

(1) 水田営農条件整備事業

【事業対象者】 農業生産法人、任意組合(3戸以上)などの営農集団

【振興作物】 水稲、麦、大豆、飼料作物、野菜など(キャベツ、いちご、スイートコーン、にら、きゅうり、そらまめ、なす、たまねぎ、トマト、ほうれんそう、ごぼう、ながいも)

事業名	概 要	対 象 経 費	補助率
●水田簡易整備タイプ		・用排水整備、整地、客土、栽培施設用地 整備など	
②共同利用機械・施設整備(転作作物)タイプ	計画的な水稲の作付けを行い、地域水田農業ビジョンの実現に向けた、土地利用型作物の効率的な生産を図るための条件整備に必要な 経費	・対象作物の耕運整地用機械、栽培管理用機械、収穫用機械、乾燥・調製用機械など(品質分析機器含む) ・集団営農用集積出荷施設、乾燥・調製施設など(既存機械の格納庫は除く) ・トラクター、自脱型コンバインおよびトラックなど汎用的な運搬用具は除く	経費(消費税抜く)の 2分の1以内 ※1事業実施主体当た りの県補助金額が、50 万円以上の事業を対象
③共同利用機械整備 (稲態様転作)タイプ		・稲態様転作の栽培管理用機械など(水稲 の直播・有機栽培などに関する機械)	
◆事業要件注意事項	▶事業実施主体もしくは構成員が、ビジョンに示された担い手に位置付けられていること。▶ ●については、受益面積20a以上。②については、受益面積 1 ha以上。ただし、対象作物が麦、大豆、飼料作物にあってはおおむね 7 ha以上の受益面積。また、原則10万円を以下の機械は除く。③については、受益面積 4 ha以上で、原則10万円以下の機械は除く。		

(2)ビジョン達成支援事業

【事業対象者】 地域水田農業推進協議会

事 業 名	概 要	対象経費	補助率
産地づくり支援タイプ	地域水田農業ビジョンの実現に向けた、水田営農の担い手組織など の育成活動と振興作物の生産推進 に必要な経費	地域農業推進ビジョンの具体的目標達成の ための推進活動または新たな振興作物の検 討(検討会、市場・流通調査、実証ほ設置、 食味・品質分析など)	経費の4分の3以内
◆事業要件注意事項	▶生産調整の推進に取り組んでいること。▶ 事業実施主体もしくは受益地区で、ビジョンに示された担じ手が含まれていること。▶振興作物などが、原則、地域水田農業ビジョンに示されており、生産拡大、な作化を図る作物で供給先が明確であること。		

2. 園芸特産重点強化整備事業

【事業対象者】 農協園芸特産関係部会、農業法人(3戸以上)、任意組合(3戸以上)など

【対象品目】 いちご、きゅうり、トマト、ほうれんそう、ねぎ、そらまめ、なばな類、なす、にら、キャベツ、にんにく、玉ねぎ、アスパラガス、かぼちゃ、小ぎく、輪ぎく、スプレーぎく、ばら、トルコギキョウ、ストック、りんご、日本なし、ベリー類

7 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
事 業 名	概要	対象経費	補助率			
	 生産の低コスト化および高付加価 値化や、契約取引の推進などによ	・鉄骨ハウスの場合、1棟1,000㎡ 以上 ・パイプハウスの場合、1棟200㎡ 以上、 1事業当たり合計面積1,000㎡ 以上	経費(消費税抜く)の 12分の5以内			
産地改革戦略型	り、産地の構造改革を実施し、園芸特産物の生産・出荷拡大を図るために必要な施設・機械などの整備費	・省エネルギー化設備、生産管理省力化施設・機械、良質苗生産用施設・機械、鮮度保持施設(3坪以上)、出荷調製省力化機械、環境負荷軽減用機械、その他関連機械施設など	※1事業実施主体当た りの補助金額が、62万 5,000円以上の事業を 対象			
◆事業要件注意事項	▶ 5年後の作付面積、出荷量および販売金額が、現状よりおおむね10%以上増または300万円以上増。 観光農園は、既存の栽培面積のおおむね10%以上を観光農園として利用し、果樹は将来、複合品目で置する見込みがあること。▶ 客土など小規模な基盤整備は、対象事業費の12分の5以内または62万5,00以内/10 a のいずれか低い額とする。▶ 施設・機械の更新は対象外(ただし、面積拡大を伴い、かつ、性能機種をモデル的に導入する場合は対象とする)。▶ 取得金額が10万円未満の機械や既存施設への付設備導入は対象外(ただし、省エネルギー化設備に限り、原油価格高騰の緊急支援措置として、既存がへの設置を対象とする)。▶ 省エネルギー化設備は、その効果が確実に得られるよう最低2種類以上の備を組み合わせて設置することとし、カーテン増設や空気二重膜ハウス張替の事業費は、別に定める基とする。▶ 水道設備・電気設備は、施設用地内のみ対象とする。▶ パイプハウスは、地域の立地条件即した構造耐力を有するものとして農協などが定めた標準仕様のものを対象とする。また、面積が設置所の地形などにより基準面積に満たない場合は、おおむね基準面積以上のものを対象とする。					

【必要書類】

23 | Oct.2008

1. みやぎの水田農業改革支援事業

- (1) 水田営農条件整備事業=規約、名簿、財産管理台帳、参考見積書(1社)、カタログ類、作付計画図
- (2)ビジョン達成支援事業=規約、名簿、事業計画書
- 2. 園芸特産重点強化整備事業=規約または定款、参考見積書

(1社)、カタログ類、事業実施予定地内施設設置図

【申込締切】 10月20日(月)

【申込先】 産業経済部農産園芸畜産課または各総合支所地域生活 課産業建設係

【問い合わせ】

産業経済部農産園芸畜産課 ☎ 0220 (34) 2713



第4回赤ちゃんフェスタ 参加者募集

体験型情報に触れることができる イベントです。

【**日時**】 10月11日(土) 午前 9 時30分~正午

【場所】 中田農村環境改善センター 【対象】

0・1歳代の乳幼児とその親※兄・姉の託児スペースあり※妊婦さんの参加も歓迎します

【内容】 赤ちゃんマッサージ、離乳 食試食、スリング講習、ヨガ

【参加費】 1 家族500円

【募集人員】 親子50組

【申込方法】 電話

【申込期限】 10月10日(金)

【その他】 参加者全員に絵本と家族 写真をプレゼントします。

【問い合わせ】

NPO法人 すくすく保育研究所 (事務局:堀田)

2 090 (2999) 8253



石ノ森章太郎 ヒーロー作品募集

石ノ森章太郎ふるさと記念館友の会では、11月3日の「まんがの日」と「みやぎ教育月間」に合わせて、漫画の王様「石ノ森章太郎さん」の作品に親しみ理解を深めるとともに、子どもたちの感性や創造性を養うため、石ノ森章太郎さんの漫画キャラクターのヒーローをモデルとした作

品を募集します。

【対象者】 幼児、小・中学生 ※個人または団体(1団体5人以 内)

【募集作品】

①絵画の部:サイズ=A4判、色 材料=絵の具やクレヨンなど ②粘土・竹細工の部:サイズ▶粘 土=縦・横・高さ各30cm以内、台 座付き▶竹細工=縦・横・高さ各 2 m以内

【出品点数】

各部門、一人(1団体)2点以内 【応募方法】 持参

※絵画は郵便も可

【募集期限】 10月24日 (金)

◇作品展

【期間】 11月3日(祝)~16日(日)

【場所】 石ノ森章太郎生家

【応募先・問い合わせ】

〒987−0601

登米市中田町石森字町132番地 石ノ森章太郎ふるさと記念館友の 会(事務局:石ノ森章太郎ふるさ と記念館)

T 0220 (35) 1099

中小企業会計啓発・普及セミナー 「会計を活かした 経営力の高め方」

地元の中小企業診断士が、「経営 のための会計学の実践」のポイント を分かりやすく解説します。

【日時】 10月17日 (金)

午後1時30分~3時30分

【場所】 ホテルサンシャイン佐沼【講師】 米田正美さん(中小企業診

断士、税理士)

【対象者】 中小企業の経営者・財務 担当者など

【定員】 50人(先着順)

【受講料】 無料

【申込方法】 電話

【申込期限】 10月14日(火)

【申し込み・問い合わせ】

登米法人会

T 0220 (22) 6617

文化・スポーツクラブ はさま (版称) 設立 プレイベント

生涯スポーツの振興と地域コミュニティーの活発化を目指して、「総合型地域スポーツクラブ」を迫地区に立ち上げようと、現在準備が進められています。

市民有志による準備委員会が、クラブの運営組織や事業内容、予算などを検討中で、設立は12月を予定しています。準備委員会では、総合型地域スポーツクラブのことをより多くの皆さんに知ってもらうため、スポーツ講演会を開催します。

【日時】 10月26日 (日)

午後6時~8時

【場所】 ホテルニューグランヴィア 【内容】

①「文化・スポーツクラブはさま」 の概要説明

②記念講演:講師=清水秀彦さん (元ベガルタ仙台監督)

【入場料】 無料

※ただし、入場整理券が必要です。10月15日(水)から、迫体育館で配布します。午前8時30分~午後10時。

【その他】 運営委員として、クラブ 事業の企画および運営をお手伝い いただける人を募集しています。

【問い合わせ】

迎スポーツクラブ設立準備委員会 (事務局:迫体育館)

T 0220 (22) 2323

社会保険相談所開設

健康保険、国民年金など社会保 険全般について相談に応じます。 【10月の開設日】 10月15日(水) 【時間】 午前9時10分~正午、 午後1時~3時30分

【場所】 迫公民館

【問い合わせ】

古川社会保険事務所

☎ 0229 (23) 1203

Tome 22